

№ 2015-10

相手方 日本コープ共済生活協同組合連合会

コープ共済の広告に関する申入れ事案

コープ共済の折込みチラシについて、がんに関する共済金の支払対象について誤解を招かないような表示とするよう改善等を求め、一定の改善を得た事案

1 事案（情報提供）の概要

コープ共済のチラシにおいて、がん治療、がん通院、がん退院の共済金の支払対象に制限があるとの表示が、本文に比して小さい文字であることなどから読み取りにくい記載となっていた。

2 結論（終了日、法令上の根拠、主な成果等）

（1） 終結までの経緯

コープ共済の折込みチラシを調査したところ、がん治療、がん通院、がん退院の共済金の支払対象に「2回目は、がんと診断確定された日から2年以降にがんによる入院をした場合」や「5日以上連続した入院の退院後180日以内の通院」、「20日以上連続した入院をして無事退院した場合」などの制限があるという注記による記載が極めて小さい文字であることから、見落とすことが十分に考えられた。

そこで、2016年3月9日、全国生活協同組合連合会に対し、がん治療、がん通院、がん退院のすべての場合に共済金の支払い対象となるかのような印象を与える表記をされた広告について、優良誤認表示（景品表示法5条1号前段）に該当するおそれがないよう改訂することを申し入れた。

この申入れの結果、2016年度7月以降配付の宣伝物について表示を改善す

るとの回答があった。そこで、同宣伝物について当法人に送付をいただき、確認の上で今回の申入れについては終了とした。今後も運用実態を注視し、必要に応じて照会や申入れを行う予定である。

(2) 主な成果

折り込みチラシ広告において、がん共済金の支払い対象に期間等の制限がある旨の注記が5ポイント程度の文字表記から8ポイント以上の文字表記に変更され、誤認が生じる虞が少ない表示に改訂がなされた。